

第百四十六回国会 衆議院 科学技術委員会公聴会議録 第一号

平成十一年十一月二十四日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 北側 一雄君

理事 稲葉 大和君 理事 小野 晋也君

理事 河本 三郎君 理事 山口 俊一君

理事 辻 一彦君 理事 平野 博文君

理事 西 博義君 理事 菅原喜重郎君

岩下 栄一君 江渡 聡徳君

岡部 英男君 木村 隆秀君

谷垣 慎一君 三ツ林弥太郎君

望月 義夫君 森 英介君

近藤 昭一君 吉田 治君

齊藤 鉄夫君 吉井 英勝君

辻元 清美君 中村喜四郎君

科学技術政務次官

公述人 (財団法人高度情報科学技術研究機構顧問) 齊藤 鉄夫君

公述人 (茨城県東海村村長) 能澤 正雄君

公述人 (社団法人日本原子力産業 森 一久君

公述人 (原子力問題情報センター 角田 道生君

常任理事 宮武 太郎君

科学技術委員会専門員

本日公聴会意見を開いた案件

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出第七〇号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

○北側委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力災害対策特別措置法案及び内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案について公聴会を開きます。

この際、公述人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。公述人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。まず能澤公述人、村上公述人、森公述人、角田公述人の順に、お一人十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきます。なお、公述人から委員に対して質疑することはできないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、能澤公述人にお話をいたします。○能澤公述人 今回の法律改正に際しまして、一言、感想と申しますか、意見を述べさせていただきます。機会を与えられたことを感謝いたします。

原子力防災の方では、昭和五十四年三月にアメリカでスリーマイル島の事故が起こりまして、後で考えますと避難等は必要ではなかったのだと思いますが、いろいろな情報の流通が、とにかくワシントンのNRC本部から発電所までの電話線が八時間ジャムアップして通じなかったというようなことから避難の勧告が出た例がございます。いずれにしても、この事故を契機といたしまして、世界的に、原子力発電所で起こった事故の場合の原子力防災を真剣に考えないといけないという機運が生まれてまいりました。

日本も例外ではございませんで、昭和五十四年七月に、その事故を教訓といたしまして、政府は中央防災会議で「原子力発電所等に係る防災対策上当面とすべき措置について」ということを決めております。その中では、事故が起こりました場合に、事故対策本部を政府につくる、緊急技術助言組織を組織して技術的、専門的な意見を求める、これは原子力安全委員会が当たることになっております。そのほか、専門家の現地への派遣、放射線の環境モニタリング等々について当面とすべき措置というのを決めております。

一方、原子力安全委員会は、約一年の審議を経まして、現在もそういう名前でございますが、原子力発電所等周辺防災対策専門部会というのを設けてまして、技術的、専門的な意見を集約したわけでありまして、これが昭和五十五年の六月にまとめられまして、現在、通称防災指針と言っているものが出されたわけでございます。

ここでは、原子力防災の対象としましては主として原子力発電所を念頭に置きまして、原子力発電所から半径八キロないし十キロの間の区域を防災の重点区域とすることを提案しております。これは、実際にいろいろな計算をしまして、現在日本が扱っております軽水炉の場合に、TMIと同じような事故が起こったと仮定した場合に、放射性物質の放出が影響を及ぼすかどうかというのを計算すると同時に、ヨーロッパ諸国はどういう防災の重点区域をとっているか、例えばフランスは十キロ、ドイツは六キロから十キロというようにございまして、イギリスはもう少しうわけて二キロないし三キロでございますけれども、そういうものを参考にして決めたいわけであります。

そのほかに、簡単に防災専門部会と申し上げますが、防災専門部会のモニタリングの指針とか、防護措置として、どういうときになったら屋内退

避、どういうときになったら避難等々と勧告しているわけであります。

それで、当面とすべき措置というのは、私個人としましては、当面というのは一体いつまで当面というのかという疑問を持っておりますが、御承知のように、阪神・淡路大震災がありました後、国土庁が首領をとりまして、防災全体についての見直しをしたわけでございます。原子力防災についても例外ではございませんで、その中で、人工物の災害対策、約十項目ほどあったと思います。鉄道とか船とかの大火災とか、そういったものに対する災害対策をどうするかという再検討を加えまして、それが原子力災害対策編として平成九年の六月にまとめられております。

したがって、当面とすべき措置というのは十九年間の有効でありまして、この平成九年六月の原子力災害対策編ができてましてそれに置きかわったというふうに認識しております。

その後、御承知のように、平成七年十二月に高速増殖炉原型炉「もんじゅ」の二次側のナトリウム漏えい事故が起こりました。当時それを所有し運転しておりました動燃の不幸もあり、社会的な問題となりました。平成九年三月には、今度は東海村のやはり動燃再処理工場で、低レベルの放射性廃液のアスファルト固化施設で火災がありまして、火災だけでなく動かしたのですが、よかったです。火災だけならよかったのですが、十時間後に爆発が起こった。これは大変なことでございます。そういうことで、非常に不快感を皆さんに抱かせたということであります。

原子力安全委員会は、それを一念頭に置きまして、防災専門部会に原子力防災の実効性についてもう一遍よく見てくれという依頼がありまして、これが平成十年の四月から本年の四月にかけて約一年間審議を尽くしたわけでございます。こ

の場合、原子力発電所所在地の市町村協議会とか、それから道府県の代表者の方の御意見もよく伺いまして、ことしの四月にこの専門部会は「原子力防災対策の実効性向上を目指して」という報告書をまとめております。

その中で、実効性を高めるために、今までになかったようなことで特に私としては強く言っているのは、原子力事業者の防災の体制をしっかりとつくりたい。それまでの防災指針ないしは当面のべき措置にしましても、国土庁がまとめた原子力災害対策編にしましても、これはどうも放射性物質の放出ないしは放射線が敷地外に影響を及ぼすらしいと事業者が判断して第一報を規制官庁に入れる、または市町村、県等に報告するというシステムになっておりました。その第一報の中身についてはすべてが事業者者に任されていて、事業者側でどういう体制を組んで対応するのかというのははっきりしませんでした。

そういう点でいつも問題になりますのは、報告が出来るということでありまして、これは、ある点ではやむを得ないことがありまして、事業者側としましては、大きな事故が起こった場合に、それを鎮静するというか、何とか收拾したいと全力投球をしますと、どうしてもそちらに精力が行ってしまうという面もあります。しかし、一方、初めからいいますか、平時時から準備をしておけば報告も順調にいくのではないかとということで、我々としては、もう少し事業者側と敷地外の防災を考える組織間の連携がうまくいくようにしてほしいという要望を持っていたわけでありました。

今回、この法案ではその点が非常に詳しく決められておりまして、例えば、原子力事業者は防災業務計画を策定しないといけないとか、原子力防災組織を事業者側でつくるべきである、それで、それを報告することになっております。それから、事業者側は、原子力防災管理者という人間を指名し、副管理者も含めて、その人名を規制当局に報告しないといけない。しかも、何かあったときに

通報義務を課しております。

今まで、例えば東京電力の福島発電所なんかでもそうですが、どうしても報告がくればちやであるということが、こういう事業者側での防災体制を強化することでスムーズに報告が属することになるのではないかと今思っています。

あともう一つ。防災には、消防、警察、自衛隊、防災の関係行政庁それから機関等が活躍いたしますが、ばらばらになつては非常に困る。防災に必要な組織が互いに連携を持って活動することが非常に重要であります。イギリスの場合はそういう組織を持っておりまして、オフサイトセンターといっています。

オフサイトセンターといっていますのは、敷地外の防災活動のセンターだという意味でございます。今度の法案では、緊急事態応急対策拠点施設、大変長い名前でございますが、そういう形で常置することになっているようでございます。もちろん敷地外であればどこでもいいわけでありまして、できれば八キロ前後にそういうものをつくつてもらえば、何があっても、避難もする必要もないでしょうし、全体がうまくいくのではないかと印象を持っております。

そのほかに、今度の法案の中では防災訓練の実施ということもなされておりました。国も含めて原子力防災全体の訓練を行うということでありました。

ただ、そこで、原子力防災をやるときの訓練シナリオというものに言及されておりますけれども、訓練シナリオにつきましましては、私、専門家としていつも大変迷いがあります。非常に難しいのでありますが、いずれにしても、訓練に必要な範囲でいろいろなケースを考えて、現実的なといえますが、そういうシナリオをつくっていく必要があるのかなというふうに思っております。

あと、これは全原協、全国原子力発電所所在地市町村協議会からも、国の方で防災を専門にする方が現地に常駐する必要があるという要望がありましたが、今回の法案では原子力防災専門官を置く

ということになっておりますので、そのところは、平生からプラントの実情をよく知ってもらっていて、いざ何かあったときに対応するということが大事でありますので、現地に駐在してよくプラントの状況を見て、何かあったときに防災に関して国との間の連絡役を第三者的に果たしていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

簡単にございますが、私の意見とさせていただきます。(拍手)

○北側委員長 ありがとうございます。

次に、村上公述人にお願いたしました。

○村上公述人 東海村の村長をしております村上と申します。

本日は、衆議院の科学技術委員会の方にお招きいただきまして、私に公述の機会を与えていただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。私の方からは、事故の現場でございましたので、事故全体を概括いたしました。それをもつて今回の新法と法の改正についての評価をいたし、また、現地の東海村としましてはさらに要求したいこともございますので、述べさせていただきますと思います。

まず、今回の臨界事故で明らかになった問題点でございますが、きのうのテレビでも報道されておりましたが、最近気になる言葉として想定外という言葉が挙げられておりました。今回の事故の特徴と発生原因、事故対応、監督官庁の姿勢、法律の不備などの問題点、いろいろ挙げればたくさんございますが、この想定外という言葉に集約されるのではないかと私は思っております。

燃料の加工事業施設について、日本政府も科学技術者も臨界事故を想定していなかったのではないのでしょうかと私は思っております。私自身も事故の後わかったことでございますが、一九五〇年代あるいは六〇年代の早い時期でありましたが、燃料加工施設においては、アメリカとかイギリスでは八件、それからソ連においては十二件の臨界事故が起きていたということがあります。当然、日

本においても臨界を想定した万全の措置で対応すべきでなかったのかと思っております。日本の技術や国民の資質あるいは組織に対する過信、あるいは思考の怠慢、停止があったとしか私は思えないわけでありまして、政府と事業者を信じてまいりました東海村民はお人よしであったのかあるいはばかだったのか、私としてはふんまんやる方ない思いがしております。

それから、今回の初動対応のおくれということが問題になっておりますが、私はその原因を挙げれば三点ほどあるかと思っております。

それは、第一には、やはり想定外の事故だったという思い込みから臨界という事態への認識に手間取ったということが一点あると思います。

今回、村が独自に三百五十メートル範囲の住民の避難勧告をいたしました。それに対しては評価される向きもございまして、果たして評価されるのか、私は、今になってみますと疑問に感ずる点もございまして。

避難を開始したのは、事故発生後実に五時間が経過しておりました。空気中に放出される放射性物質は、一時間の間に、風速三メートルでは十・八キロメートル、五メートルでは十九キロメートルの範囲に飛散すると言われております。六時間もたれば、東海村から東京近くに到達するとも言われております。それに対して、おのおの対策本部が設置されたわけでありまして、その時間を見ますと、東海村は十二時十五分、県は十六時、科学技術庁は本庁内に十四時三十分、現地には十七時でございました。このような対応では、建屋が吹き飛ばすような事故であつたらどうかと思ひますと震えがとまらない思いがしております。

それで、なぜおくれたかは、要すれば想定外の事故だということであつたわけでありまして、ジェー・シー・オーの臨界に備えた設備、測定器が、当然その関係で不備であつたことも事実でありますし、現在の原子力防災計画で予知している加工施設での事故は、六弗化ウランの漏えい、二

酸化ウラン粉末焼結炉の爆発等でありまして、臨
界は想定されておりませんでした。

それから、第二の初動対応のおくれでは、原子
力への不安を抱かせないという理由から、原子力
事故を想定した防災法を制定することに對しまし
て政府と事業者は憶病であったのではないかと私
は思っております。原子力事故に対する法整備も
組織体制整備も欠いておりました関係で、有効な
処方せんを当初、初動態勢では持っていなかった
という気がいたします。

第三は、現地、現場重視と住民保護の観点がど
うも私どもとしましては薄かったのではないかと
村は、科学的な解析よりも、状況判断により住民
保護を優先したのは事実でございます。

それから、災対本部間の連携と意思決定、これ
もスムーズにいったとはなかなか思えません。科
学技術庁の現地対策本部設置後の政府と村との情
報伝達、意思疎通は、科学技術庁と原研の職員を
介して比較的うまくいったところではありますが、
後で聞いたところでは、県は科学技術庁からの情
報が入ってこない大変いらいらしておったそう
でございます。東海村以外の他の市町村はさらに
ひどかったと聞いております。ただ、十キロメー
ター圏内屋内退避の決定や交通機関のストップの
決定は、村では寝耳に水でありました。この点は
ちよつとびびりした点でもございました。

それと、政府の意思決定は、組織が大きいい
もあつたでありましたが、お世辞にも早いとはい
えない点がございます。それは、平常時と緊急
時の組織区分ができていなかったのではないかと
か、平常時の組織体制のまま事故対応に当たって
いたのではないかと気がしております。現地
対策本部を設ける場合は、即断即決、指揮命令が
できるスタッフをそろえていたいただきたいという気
がしております。

それから、原子力事故は痛くもかゆくもなく、
目に見えない事故でありまして、それゆえに、見
えない恐怖を広範囲な住民に与えます。被曝した
のではないかと肉体的、精神的健康不安は特に

深刻であります。この問題は、時間をかけずに速
やかに処理することが重要でありますし、時間を
かければ不安を増幅しかねないと思つておりま
す。今回は、県が比較的早く取り組みましたが、
事故現場から放出された放射線量の推計発表が、
これ自体は私は私を喜ばせたと思つておりま
すが、一カ月を過ぎた後になつたと思つて、また新
たな不安を呼び覚ました。また、今後、長期
的な健康管理問題もまだはっきりしないところ
があります。そのような現状でございます。

損害賠償問題も、損害の基準や賠償の範囲、事
業者と国の責任がまだはっきりしていません。
その関係で、農業者、商工業者は大変心配して
おります。去る十一月十八日、東海村と農商工業の
代表者がジェー・シー・オーと親会社の住友金属
鉱山に對し、合計十三億円の賠償請求をしてま
いりましたが、具体的な考えは何ら示されなかつ
たわけでありました。

東海村は、汚染された地域あるいは危険な地域
との深刻な風評に現在さらされております。県内
にあつても東海村だけは特別な地域とされつつあ
りまして、村と村民は一体となつて風評払拭に取
り組んでおりますが、とても一地方だけでは限度
がございます。原子力を国策として推進してきた
政府にもこの風評払拭、風評解消の責任がある
と思つておりますので、積極的な取り組みをお
願ひしたいと思つております。今までのところ、
政府自体として積極的に取り組んだという形跡
は、ほとんど私は感じておりません。

これらの被曝・健康問題、損害賠償問題、風評
被害と風評対策などの住民生活に関する分野の国
の責任、政府の方針は、今、何ら想定されない中
で今回の臨界事故は起こつたと思ひます。原子力
損害賠償法にとらわれて住民補償問題をうやむや
にされてしまうようなことがあれば、私は、原子
力の未来はないのではないかと危惧をいたし
ております。事故に責任のある企業はもちろん、
関係のある企業グループの存続をかけての補償履
行を政府からも要求していただきたいと願ひい

たします。

これが前段で、これから原子力災害特別措置法
と炉規法の改正について、私の考えを述べます。

原子力事故は自然災害と異質な性格を有する災
害として、かねてより全国原子力発電所所在市町
村協議会は、災害対策基本法の特別措置法の制定
を求めてまいりました。それが、我が村で大きな犠牲
を払つた上ではありましたが、このたび政府案
が国会に上程されました。やつと一里塚を越える
思いであります。ぜひ今国会で成立をさせていた
だきたいと思ひます。石油コンビナート法にお
けること実に四半世紀でございます。

今回、政府が案をまとめるに当たつては、今回
の事故の経験と私どもの意見を十分に取り入れ、
参考にしたものと私は見ております。評価点を並
べれば、国の責任体制が明確になりました。それ
と、国、県、市町村の統一的体制づくりの指針が
できたこと。それから、事業者の義務と責任が明
記されました。事業者への市町村の関与権も入れ
られました。それと、これは私も要求したわ
けであります。事後対策の重要性と国、県の義
務が明記されました。さらに、能澤先生がおし
やりました。緊急対策センターの位置づけもされ
たというところで、私は評価しております。

ただし、気になる点は、この法案で初期対応の
迅速化ができるかどうか。国が原子力災害に一義
的責任を負うとの法理論は歓迎するところであり
ますが、今回もそうでありましたが、国が対策本
部を立ち上げるには相当な時間を要するのは明ら
かでございます。対策本部は現場に近いところか
ら立ち上がるというのが常識ではないでしょうか
か。事故現場では、国の対策本部がでないから
と手をこまねいているわけにはいきません。国の
対策本部ができるまでの緊急対応をどうするか。
この場合、オフサイトセンター、それと現地合同
協議会、現地対策本部など現地の権限と運用で補
てんできるかどうか、検討が欲しいところであり
ます。

同時に、現地での緊急対応の実効性を上げるた
め、防護、医療などの面での専門家によるレス
キュー隊の創設も必要であらうと考えておりま
す。これは登録制度で結構です。緊急時招集
するという形がいいと思つております。

原子力等規制法の改正には異存はないことで、
賛成であります。しかし、加工工場の審査基準の
見直しは必要ではないでしょうか。また、臨界防
止装置は、今のままでは十分ではないかと危惧
しております。また、現行の検査体制や人員で実
効性は担保できるかどうか、見直しが必要でない
かどうか検討していただきたいと思ひます。

それと、東海村としてこれから要求したいこと
がございます。

十一月十一日に、原子力安全委員会の中立性の
確保と機能強化について政府の考え方が示されま
した。事務局の強化、内閣府への移行など、今の
体制よりは前進が見られます。また、科学技術庁
が省庁再編成の制約の中で努力しているのも、私
は痛いほど理解しておるわけであります。しかし
ながら、わずかに三十六平方キロメートルの狭い土
地の中で十四の原子力事業所と共存していかなく
ればならない東海村としましては、今回の改革案
でオーケーとはとても言えない気持ちであります。

原子力との共存の前提は、言うまでもございま
せんが、安全と安心であります。今回の事故で東
海村民は原子力に不安と恐怖を感じたのは事実で
あります。村への要望も、金や発展よりも、安心
して住める村にしてくれと言つてきております。

今までは空気のような存在であつた原子力施設
が、その危険性とともに、村民に意識される存在
に変わったということでもあります。安全と安心を
担保するのは、村の施策にも責任がございますが、
政府の安全に対する保障措置にまたねばならない
と思つております。このことをしっかりと御理解し
ていただきたいと思います。

全原協においても、かねてから、国民の代理人
となる安全規制委員会の創設、アメリカのNRC
のような機関の創設を求めてきております。規制

行政独立の原則に立ち、推進組織から分離し、規制機関の一元化を図り、執行権限を全面的に付与すべきではないでしょうか。

要は、今回の臨界事故の重大性をどう考えるかにあるかと思っております。ひとりで東海村、あるいは不心得なジェー・シー・オーに限った事故とするのか、それとも、事故の影響が全国に波及し、日本の原子力政策の根幹を揺るがしたもののなか、果ては世界の信認まで累を及ぼした重大事故なのか、考える必要があらうかと思っております。今回ほど原子力安全委員会の信と存在が問われたことはないと思っております。省庁再編成の思惑にとられず、原子力行政の威信をかけ、ゼロベースからの構築を切に望みたいと思っております。この場合、国家行政組織法第三条に基づく委員会のほかはないと思っております。

終わりに、総額千二百九十七億円の原子力安全対策補正予算については速やかにお認め願いたいと思っております。その上、早期の整備をしていただきたいと思っております。また、今後、自治体独自で整備するものもふえてくると思いますが、それにつきましても、政府補助金や交付金の拡充にて御援助をお願いしたいと思っております。

小さな村の村長としては言い過ぎたこと、出過ぎた発言があったかもしれませんが、東海村は原子力とともに歩み、原子力の発展に寄与してきたとの自負がございました。しかし、それが今ではみじめにも打ち砕かれ、威信が落ちたばかりか、危機にさらされている状況でございます。それでも東海村は原子力施設との共存の道を探っていかなければなりません。これも宿命でございます。そのような村の住民の心情に思いをいたしたぎりの発言と御解釈いただければお願いいたします。

本日は貴重な時間をいただき感謝いたします。ありがとうございます。どうか真意を酌み取っていただきたいと思います。(拍手)
○北側委員長 ありがとうございます。
次に、森公述人をお願いいたします。

○森公述人 森でございます。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、この委員会に出てまいりますのは「むつ」の事件以来二十五年ぶりでございます。中曽根さんや、お父さんでございまして、岡良一先生のお手伝いをして、原子力開発に四十数年携わった者として、特に原子力関係者の一員が今回のような事故を起こして皆様大変、村の皆様はもう大変遺憾に思っております。その結果、本日御提案のような、規制の強化あるいは定員の増加を伴うような、この世の中に全く逆行した措置をとっていただくを得なくなつたということは、本当にじくじたる思いがいたします。

私も原子力産業会議では、この原子力産業会議は産業界ももちろん入っておりますけれども、原子力関係者の八百機関ほどの社団法人でございますが、三日目に緊急の理事会を開きまして、今回の事故をどう考えるか真剣な討論をいたしました。その結果、とにかくやはり民間の原子力関係者が自覚をすることがまず大前提であると。

最近、確かに軽水炉、原子力発電所は大変調な運転を続けておりましたけれども、余りにも不祥事とかアーク改ざんとか多過ぎるとかねて私も思っておりますので、この機会に厳しい意識改革を実行しようじゃないかというのを提案いたしました。こういう時期でもございましたので、全員に賛成してもらいました。「民間原子力関係者の自己改革に向けて」という提言をいたしました。提言と申ししましても、自分たちに自分で言っているものでございませうけれども。

その内容は御紹介する時間がございませうけれども、中核は、やはりトップの人が安全の重視を最優先するという責任感、それを具現することが一番大事なことである。これはいろいろ書いてございまして、さらに、同じ仕事をしておる者が、安全情報、むしろ失敗情報と言った方がいいかもしれないが、そういうものを、競争関係とかそういう垣根を乗り越えて共有することが必要だ

ということをお願いさせていただきます。

早速、電力が中心になっておりますニュークリアセーフティネットワークというものの近々立ち上がるようでございますし、特に、今回の事故の燃料加工部門、これは大変大事でございますので、たまたまその中の社長さんが明るく日外国へ行かれる機会もあったものですから、外国にも呼びかけまして、核燃料加工の世界の安全ネットワーク、これはむしろ早く立ち上がる、ごく最近立ち上がると思っておりますが、そういったものをつくることになっております。

そういった努力をお互いに監視し合いながら、心を締め直していかなければいけない、こういうことをして初めて国民の信頼が取り戻せると考えております。

今回の二つの立法に関連いたしますこととしては、最初に二つのことを申し上げておきたいと思っております。

まず一つは、先ほど村上さんからお話がございました。事故の性質が未曾有のものであったとはいえ、余りにもその対応のおくれがあったために、これは少し詳しくお話ししたいので、後で御質問があればぜひ話したいのでございますけれども、村民の皆さんを初め、大変大きな影響を招いてしまったという点、まことに残念でございます。私も原発といたしましても、私自身が、そんな柄でもないんですけれども、座長になりまして、今回の事故を深層にわたって、本当の教訓を引っ張り出すために執念深く申し上げますが、調査を続けておるところでございます。

次に、やはり何と申ししましても大きな問題は、放射線の影響についてでございます。先ほど村長さんからもいろいろお話がございましたとおりで、この混乱が大変大きくて、一層迷惑を拡大しておるわけでございます。これはよく言われることでございますが、新聞が悪いようなことを言いますけれども、新聞あるいはマスコミの前に、原子力関係者の放射線安全についての理解の不足と言つては言い過ぎかもしれませんが、不

足を反省しなければならぬ。

例えば、ICRPの線量限度というものがございまして、ICRP、国際放射線防護委員会は、大変權威のある、非常に厳しい委員会でございます。ここでは、放射線はどんなに量が少なくても必ず少ない量に比例した影響があるという、まあ仮定ですけれども、そういう仮定に基づいて基準をつくっておるわけでございますが、そこで、一般大衆の基準というのが一ミリシーベルト・パー・年というものがございまして、これの説明等がなっていないというか、ちゃんとされていないということ。

例えば五十ミリシーベルト浴びた人は五十年分浴びた、こういうふうに言われておりますけれども、これは全く間違いで、毎年五十年間事故があれば、それは五十年分浴びることになります。その人一生にわたつてこの一ミリシーベルト・パー・年。一ミリシーベルト・パー・年というのはつまり、東京と関西で自然放射線の量が違いますが、その差も二倍かそれくらいの違いでございますけれども、そういうことぐらいいまでは、もちろん進んでやることじゃありませんけれども、進んで関西へ移住する人もいますけれども別にそういう意味で移住するわけじゃありませんから、やむを得ないというか、いいと言つておるわけでございます。

つまり、普通に言いますと、これは、ICRPなどで計算するときは、平均寿命を七十歳と考えれば三十五、つまり、これ掛ける三十五年間程度は、じりじりと少しずつですよ、これは、一遍にというか、今度の三人みたいに瞬時に浴びると影響は大いのですけれども、影響はないだろうというふうな基準なんでございます。

また、本当に放射線のどのくらいのところから影響が出るかということ、広島・長崎の何十万人の調査、とうとう犠牲の上に成り立った調査でございますが、もう五十年以上になつて行われておりますが、がん等も含めて、二百ミリシーベルト、瞬時に浴びた場合ですが、それ以下の人に

は影響はどう調査しても出ていないということがはつきりしておるわけでございます。

そういう状況のもとで、療養中の三人の方は、これは同時に大量に浴びたわけですから、全く別でございますけれども、そのほかの人も加えて、一般の人も加えて、いわゆる被曝した人六十五人というふうな発表を政府というか体制側の方がするわけでございます。そういうものを十把一からにいたしますと、動揺も大きくなりますし、第一、一般の人に対して、もちろんこれは安全側に考えなければいけませんけれども、自然放射能の何倍かを浴びたかもしれない方を被曝したとかいうふうに言うことは、全く失礼でもございますし、非科学的な言葉であります。

この際、そういう被曝という表現も含めて、どういふふうな場合に被曝したという表現をするかといったことを注意深く定義をし直す必要があると思います。そうでございますと、例えばジェット飛行機に乗った人は被曝者であるとか、銀座四丁目三時間座っていた人は被曝者であるとか、温泉に行った人は被曝者だとか、みんな被曝者で登録しなきゃいけなくなるわけでございます。そういう妙なことになるわけでございます。

これは、原子力の開発が未曾有の技術であるから、慎重の上にも慎重にというまじめな態度から由来したものでございまして、余りにも形式主義に陥つてい過ぎると思います。この点は、この法律の直接の適用に関係があるかどうかは別といたしまして、今後混乱を必要以上に広げないためにも、関係者は真剣に考えなければいけないことであると思います。

この法律二法につきましては、やはり運用が総花的になりましたら意味が薄いものになるおそれがあります。したがって、後で御質問があればお答えしたいのですが、よほど運用面で心しなければいけないということ。

もう一つは、アメリカなどの場合は、風水害とかハリケーンとか、そういう災害に対する対策

と一緒につくっておるわけでございますね。先ほど能澤さんからお話がございましたスリーマイルアイランドの事故が起きたとき以降、義務づけられた災害対策体制があるのでございます。電話帳などにも随分出ておる。しかし、これが原子力災害で役立ったことは一度もない。しかし、在来の災害で大変役立っておりますという皮肉な、皮肉というよりも褒められておるというか、やはり原子力地域というのは近代的な体制ができておるといふ意味の評価を得ておるわけでございます。今回ののは、ちょっと拝見するところ、そういうものは全く別につくっておるということに若干問題があるかと思ひます。

こんな事故がもう絶対ないなんて私は言いませんけれども、関係者が努力すればまずないと思ひます。やはり一生仕事がないような職場というのはモラルは維持できないと思ひます。一度も火事がない消防署なんというのはモラルが維持できないのです。ですから、組織をつくらなければいけません。その点は留意しないと、総花的に、やっておればいいというところに落ち込んでしまつて、余り役立たないというおそれがあるわけでございます。

それから、先ほど村長さんが言及になりました補償の問題でございますが、原子力損害賠償法は、皆さん御承知のとおり、原子力による損害はもう一元的に、操業しておる者、運営者に無過失無限の、今回のように過失があればもちろんですが、過失がなくても無制限に責任を課するということがまず基本でございます。そのための一つの支払いの準備として保険があり、また、当事者が払い切れない場合に、国が、国会の認める範囲内において、一人の泣き寝入りもないように措置するといふことでございます。

一人の泣き寝入りもないようにというのは、私も、もう四十年前でよく覚えておりませんけれども、損害賠償法のとときに参考人に出たときに、質疑応答をしておられたときに、担当大臣だったか有沢原子力委員長代理だったか忘れましてけれど

も、要するにその意味は一人の泣き寝入りもないように運用するということでありましてという答弁が恐らく当時の国会の議事録に載つておると思ひますが、そういう趣旨のものでございます。

したがって、現在検討しております保険でどういふふうな払っていくかということは、その入り口でございます。それにしても時間がかかり過ぎる、私もそう思ひます。恐らく村長さんも本当にじりじりしておられると思ひますが、入り口でございます。一人も泣き寝入りがないようにするといふことが基本でございます。そのために私どもがなすべきことは、法律の厳守も含めて、何でもやらなければいけないと思つております。

ただ、先ほどおっしゃつておりました風評被害が大変難しい。風評被害も、相当因果関係がはっきり認められる、はつきりわかる範囲は問題ない。問題ないという意味は、つまり賠償の対象になるわけでありまして、その辺の線引きが大事でございます。またその風評を上げないための努力といふことは、これは皆で努力しなければいけないところでございます。

以上、時間も参りましたので、私の所見の一端を述べさせていただきます。どうもありがとうございます。ごさいました。(拍手)

○北側委員長 ありがとうございます。

次に、角田公述人にお願ひいたします。

○角田公述人 角田でございます。私は、定年退職するまで約三十年間、東海村の日本原子力研究所で放射能の環境移行の研究に従事してまいりました。今は原子力問題情報センターというところの編集委員長をやつております。

今回の法改正及び新立法に関連して、三点、意見を申し述べたいと思ひます。

まず、今回の立法の契機となつた臨界事故について、第三者による事故調査委員会を設ける必要についてであります。

既に、原子力安全委員会が設置して、事務局を科学技術庁とする事故調査委員会の中報告と緊

急提言も発表されております。しかし、これと並んで、スリーマイル島原発事故の後にアメリカで大統領が特設した事故調査委員会のような活動が日本でも必要であると痛感します。

以下、スリーマイル島をTMIというふうな略しますけれども、このTMI事故調査委員会の委員は、大統領が直接任命したのが十二名でしたが、メンバーは、弁護士とか立地地域の主婦とか州知事、労組役員などを含み、ほかの学識経験者も、委員長のケネディが応用数学者というように、広い分野から選んで、原子力の専門家は一人だけです。事故炉のメーカーや電力会社からの独立だけではなくて、政府規制当局からの独立、第三者性を強く意識した構成になっております。

また、これは大事だと思ひますが、事務局も原子力規制委員会、NRCとせずに、委員が選んだ六十名を超す専門家と事務局員が、これはパートタイムではなくて常勤で調査に当たつています。

大統領委員会の調査権限はNRCの調査権限よりも大きく、何より、NRCも含めて、連邦及び州の原子力政策、規制行政、産業界全般の活動を調査対象とし、大統領権限を代行する調査活動が保障されております。

こうした調査に基づいて、大統領委員会は、ケネディ報告という名前ではしばしば引用される報告書を大統領に提出しましたが、そこでは、事故の技術的検討結果だけでなく、原子力に対する政府と産業界の姿勢を根本的に転換する必要があるといふことを冒頭に記しまして、一、NRCの組織と運営、二、事業者とメーカー、三、公衆の知る権利など七項目の勧告がなされております。さらに、行政機関はこの委員会勧告のフォローアップ義務があるとされまして、NRCは、十年後に、合計七十六項目の全勧告内容について詳細なその実施状況報告書を公表しております。

「もんじゅ」事故の後、日本弁護士連合会は会長声明を出して、科学技術庁や通産省は事故に責任のある当事者であり、独立した第三者機関が実

施しなければ公正な事故調査にならないと強調していました。私は、今からでも遅くないから、日本版のケメニー委員会のような事故調査を実施し、この事故の教訓を全面的に引き出すことを希望します。

きょう、皆様のお手元にお配りしました「第三者機関による事故調査とは」という私のペーパーの後半に、素人の意見でございしますが、私なりに考えた調査委員会のイメージを記しましたので、後に御検討いただければ幸いです。

二番目に、原子炉等規制法の一部改正案について一点だけ意見を申し上げます。

第六十六条に、従業員による会社の不安全行為の申告及びそれを理由とする従業員への不利益処遇の禁止が規定されました。私は、昨年四月、参議院の文教・科学委員会に参考人として出席いたしました。そのとき、アメリカの法律及び連邦規則を引きながら、従業員による不安全行為通報に対する保護制度に触れ、日本でもこのような制度が欲しいと申しました。その意味で、今回の法改正を大変うれしく思っております。

アメリカでは、内部告発者、向こうではホイッスルブローア、警笛を鳴らす人と呼んでいますが、その保護が原子力分野で立法化されましたのは一九七四年のエネルギー再編法でした。この制度の目的は、従業員が、報復のおそれなしに、安全に関する問題を自由に提起できる雰囲気を作成するためとされています。私は、自分が長く原子力事業所の従業員でしたので、この制度の重要性を実感しています。

私の勤務した日本原子力研究所で、昭和四十四年に、研究用原子炉の運転員が原研理事会から、停職三カ月という、就業規定上解雇に次ぐ処分を受けた例があります。これは、その運転員が職場新聞に、その原子炉の燃料に破損が相次いでいると書いたのが問題にされたものです。原因調査中の事項を不用意に報じたというのが処分理由でした。この原子炉は、その破損が原因で次第に汚染が広がり、後に運転の停止となりました。そういう

う事件も相次ぎましたので、この停職処分事件はマスメディアで大きく報じられ、国会の議論にまでなりました。しかし、停職処分の取り消しにはなりません。

このとき、処分された本人も労働組合も、原研の監督官庁である科学技術庁に申告するという発想は全く生まれませんでした。新聞で大きく報じられたのですが、科学技術庁は、この事件の前の年に、佐世保で原子力潜水艦放出の放射能汚染をモニタリングボートで検出していたが、本日は波が荒くてモニタリングが行われなかったと事故隠しをしたことの記憶が生々しいからです。科学技術庁に申告したら、理事会と一緒に圧力が加えられるとすら感じられたのです。

この意味で、今度の法改正も、申告する主務官庁が、推進官庁でなくて、それから独立した規制機関でないといけないかと懸念します。

アメリカの内部告発保護制度では、NRCへの申告が一九九一年に九百六十件、一九九二年に千七百四十四件と報告されていますが、この大変な数字は、規制機関としてのNRCの独立性への信頼の高さを示しています。また同時に、申告要件が幅広いことも作用していると思います。

今回の改正案では、会社が炉規制法の規定に違反する場合に申告できると限定されていますが、アメリカの連邦規則では、会社の不安全行為全般が対象となっております。また、主務大臣への申告だけでなく、社内の上司への提言や公聴会での発言や市民団体への通報まで含めて、それによる不利益処遇の訴えをNRCが受け付け、その是正措置や会社への罰則措置をNRCがとれるようになっております。

一昨年、日立製作所の下請会社が原発配管工事でデータの捏造を行ったことが内部告発で明らかになる事件がありました。後の資源エネルギー庁の調べでは、データ偽造は十年以上に及び、対象原発は十八基に上っていたことがわかりました。この事件が示しますように、工事の手抜きや裏マ

ニユアルの存在など、会社の不安全行為を一番よく知っているのはそこで働いている作業員です。これらの人が不安全行為を口に出すようになれば、原子力の安全性は格段に向上することは間違いないと思います。また、従業員の社内における安全指摘を奨励する制度は、いい意味での社内緊張感を生み出し、事故の防止につながります。その意味で、申告条件をもっと広げ、この改正法の立法趣旨を効果あるものにする諸措置を期待するものであります。

最後に、原子力災害対策特別措置法案について幾つか意見を申し上げます。

第十三条二項にある緊急事態の想定についてですが、この想定は、防災訓練だけでなく、緊急時計画全般に関係して重要になると思います。

この際、過酷事故、つまり燃料が大量に溶融し、かつ環境に一部流出する事故ですが、それを想定するのでしょいか。現在の設置許可時の安全審査では重大事故と仮想事故の二つを想定し、その影響評価を行っています。仮想事故というのは、重大事故を上回り、技術的には起こり得ないような大きな事故を対象とすると定義されています。その仮想事故時の住民の被曝評価値では、これまでの原発の安全審査の例で見ますと、避難も、汚染の配布、投与も必要がないということになります。

したがって、緊急事態の想定を仮想事故としますと、訓練は通信、連絡に限られることになりかねません。しかし、原発より潜在的危険がずっと小さなジェー・シー・オー事故でも避難が必要でした。

私は、緊急時計画やその訓練では過酷事故も想定し、過酷事故というのは、英語でシビアアクシデントと申すのですが、今大体世界的に共通の概念になっております。過酷事故も想定して、その際どうすればその影響を低減できるかということを検討することが大事だと考えます。

それと同時に、安全審査でも、設計基準事象だけでなく、過酷事故も対象にする必要があると思います。そして、運転開始前にその施設の防災計

画の実効性を審査すべきだと思います。この点は、先ほど申し述べましたケメニー報告の勧告でも指摘しています。この勧告に基づいて、アメリカでは緊急時計画が安全審査の対象に改正されました。運転認可審査の際、申請者は地方自治体の意見を付した緊急時計画をNRCに提出し、その実効性が安全審査されるようになりました。

もう一つだけ申し上げたいのは、防災計画作成への住民参加の重要性です。

事業者と自治体執行部だけでなく、住民が計画作成段階で検討に加わることは、それ自体防災訓練の意味を持ちます。何よりも、避難経路、その交通手段、身障者や老人、子供の対策、飲料水確保などの問題は、事業者や役場の職員よりも住民がより豊富、正確な生活情報を持っているからです。住民はある意味では防災手段の専門家だと考えるべきです。

同じような理由で、防災計画の決定前に住民公聴会を開く、事業者、自治体にそれを義務づけるというふうにしたらどうでしょうか。その際、今の原発設置許可時の公開ヒアリングのように、発言時間一人十分などという形式的なものにすべきではないと思います。これは、民主主義という意味だけでなく、先ほど申しましたように、防災計画の実効性確保のために大事なことだと考えるものです。

以上で私の陳述を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○北側委員長 ありがとうございます。以上で公述人からの御意見の開陳は終わりました。

○北側委員長 これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村隆秀君。

○木村(隆)委員 自民党の木村隆秀でございます。きょうは、公述人の皆様には、大変お忙しい中、

御苦勞をおかけいたします。どうぞよろしくお願
いしたいと存じます。

今回のジェー・シー・オーの事故は、これまで
の原子力安全規制に対する国民の信頼、今東海村
の村長さんが、施設と共存を図ってきたというお
話をされましたけれども、東海村の村民の方はも
ちろんでありませうけれども、国民全体の原子力に
対する信頼というものを失墜させてしまった。こ
れからの原子力開発利用に大変な影響を与えるの
ではないかと私は心配をしている者の一人でござ
います。

今回の事故を省みますと、私どもの大先輩、鯨
岡兵輔先生が以前こんなことを言われました。だ
んだん怖い。なれば怖いということだろうと思
いますけれども、日々の管理、いわば企業や事業
者のモラルの問題が今回一つ大きな問題として出
てきているのではないだろうか。高度に技術的な
原子力防災を議論する以前に、そもそもこのよう
な初期的な管理体制の不備の事故を起こさないよ
うにすることがまず重要だろう、こう思いますし、
また、危機管理に当たっては、今の村上村長さん
のお話ではありませうけれども、想定外というこ
とはあつてはならないだろう、こう思います。
そこで、森公述人にお尋ねをいたしますけれど
も、今回の臨界事故に関して、何が問題で、今後
どのように対処すべきか、まずその御見解をお伺
いしたいと思います。

○森公述人 お答えいたします。

まず、少し技術的なことを申し上げさせていた
だきたいのですが、あのような特別な施設、これ
は全国でただ一つの低濃縮でないウランの転換を
やっておった。低濃縮でないというか、中濃縮、
一八・八%の施設。施設というより小屋です。
皆さん訪問になったと思いますが、本間に小さな
部屋。大きな設備が、大部分は軽水炉用の低濃縮
の転換をやっておるのです。その隅にある本間に
小さな小屋でやっておった。こういった本間に注
意しなければいけない小屋が全く、全くというの
は言い過ぎかもしれませんが、特別な注目も吟味

も、特別な規制も行われていなかったということ
に大きな問題があると思います。

私、きょう、今から申し上げますことは、
ジェー・シー・オーを弁護するというつもりは毛
頭ございませうけれども、ジェー・シー・オーは
ここで二十年間、中濃縮のものを転換する、転換
するというのは、外国から輸入してきたものを、
燃料に加工できるような粉だとかいろいろなもの
に中間的処理をするということでございますけれ
ども、仕事をやってきたわけでございます。

特にこの十年間、液体で受け取りたい、割に濃
い硝酸溶液で受け取りたいという発注者側の要求
に応じて黙々と仕事をしてきたわけでございます。
「常陽」というのは高速増殖炉で世界で唯一
トラブルのない原子炉で、黙々と二十数年間動い
ておるわけでございますが、その「常陽」の燃料
も供給してきたわけでございます。

液体で運ぶというのは好ましくない、特に中濃
縮のものを運ぶというのは用心を要することでご
ざいます。それはさきさき、このときに恐らく、
受注すべきジェー・シー・オーは、薄いものなら
自動装置で溶液を取り出せる、ですから少し高く
なりませんが、ぜひそうさせてくださいと言った
のでした。それを、仕事を、仕事を、自信もあつた
のでした。バケツなどの方法を考えて、途中か
ら抜いて、バケツの中で混ぜて、硝酸の溶液の中
で約三五%のウランを溶かす、恐らくそうして
やっておったようです。

その限りにおいてはきちんと十年間やってきて
いたわけですが、これが問題なのですけれども、
本体といいますが大きな方の工場原価引き下
げ、酸化ウランの粉は外国からほとんど安いもの
の売り込み、なぜ買わないという強烈な売り込み
があるわけですね。そういうことに応じまして恐ら
く全体の人員の削減があつた。そのときに、これ
は大変危険な部分だから工場長みずからが当直長
になるぐらいのことやらなければいけないと経
営者が判断して、そういうふうになつておれば今
回のようなことは起こさなかつたはずなのです

ね。もつとも、バケツを使うというのは余り好ま
しくないのです、本当は設備を直さなければいけな
いのですけれどもね。不注意にもそういう重要な
な小屋の人員を普通の人にしてしまい、もうバケ
ツで何回も運ぶのはあれだから一遍に、沈殿槽と
いう便利な入れ物があるからというので、その
ふたをこじあけてばんと入れた、こういうことで
起きたことでございます。

したがって、今回の規制も含めて、そういう
特に問題のある設備、ほかに全くないとは言
いませんけれども、全く本間に特別なところ目の
行き届かないようなことのないように、総花的に
すればするほど薄くなるおそれがないということ
はないわけでございますから、その点を特に配慮
していただかなければいけないと思います。

それからもう一つ、対応のおくれということ
先ほど村上さんからも、私も申し上げたのですが、
これもジェー・シー・オーを弁護するわけですが、
でもないのですが、十分後にジェー・シー・オー
の工場長は、どうも臨界を起してしまつたらし
いということを通報しているのです。それが何
で十何時間もたたないで臨界をとめられなかつた
のか。これは結果論ですけれども、それこそ想定
外だったのだから、言い過ぎかもしれませんが、
外国から見たら、何しているんだということはむ
しろそつちの方なのです。臨界事故というのは起
こしてはいけませんけれども、進んだ日本が十何
時間もたつてやつととめたというのは何だ。専
門家の言っていることはそういうことございま
す。

それから、三百五十メートルは危ないから退避
してくださいと言ひ出したのもジェー・シー・
オーの責任者なのです。私もその人に会つて、何
でまた、随分びびりたつたと言つたら、いや
勘です、もうとつさのこと、あんなって中性子
がこうなつてと考えて三百五十メートル、それほ
ど外れていなくて後で自分でもびっくりしたので
す。とつさのときにそういう情報があつたにも
かかわらず対策がなせおくれたかということが基

本的な問題でございます。これはまたいろいろ私
の考えもございますけれども、時間をとりま
すので、以上で答えをいたします。

○木村(隆)委員 今、会社からは十分後に通報が
あつたけれども、この後の対応が悪かつた、これ
は反省しなきゃいけないというお話でございま
した。

先ほど能澤公述人さんから、事故後の報告、
そしてその後の初期対応の問題、それと、各組織
の連携等々がもつと大切じゃないかというよう
な話があつたわけでありませうけれども、原子力防
災を考えるに当たつて、今お話があつたことを初め
として、特にどんなことに注意をしようといつた
のかということ、そして、それらについて今回
の法案ではきちつと対応できているのかと心配
をするのですが、その辺、御見解をお伺いしたい
と思います。

○能澤公述人 今の御質問にお答えしたいと思
います。

実際に、先ほどお話がありましたように、運
用次第では、どんなに立派な形を書いても生きな
いということもございますので、今後の運用を慎
重にやつてもらう必要はあると思ひますけれど
も、現在出ております法案は、「原子力防災対策
の実効性向上を目指して」という、安全委員会
の原子力発電所等周辺防災対策専門部会が出
しました要望に關しましては、ほとんどすべてに
ついて何らかの形で前向きな措置をとるといふ
うになつていかに思ひます。

特に、先ほど申し上げましたけれども、原子
力事業者の方で平生から防災についてきちつと
した知識を持ち、組織を持って防災責任者をつ
けておけば、この間のときの場合でも、もつと詳
細に防災上どういふことをやるべきかという通報
が行つた。もちろん、十分後に工場長が臨界事故
らしいと言つても、詳細がわからないと、なぜそ
ういふことを言えるのか。

私も実はその日は東海におりました。東海にお
りまして、そういう話を聞いたときに、あれ、お

かしいな、そういう燃料工場では厳重に臨界にならないようなあらゆる手段を講じているはずだ。例えば質量管理であるとか形状管理。例えば形状管理ですと、無限大の長さの筒に入れても臨界にならない、平板にしておけば、平板で無限大にしても臨界にならない、計算すればすぐわかるわけですが、そのような形状。質量管理でいえば、その質量であれば絶対臨界にならないというものがあってもいいと思います。そういうものが徹底していればそういうことは起こるはずはない。何かニュースは間違っているのじゃないか、我々はその思いです。

ですから、つまり、報告するときに、単に臨界事故ではないかと言うよりも、あの時点で四十リッターほど入れて、それが幾らの濃縮度のものを何リッターどこへ入れたんだと言え、専門家がみれば、これは臨界事故だとすぐわかったはずでございませう。そういうことを含めて報告できるように初めてお話しすることが非常に大事でありまして、今回の法案ではそのことが強調されております。

以上でございます。

○木村(陸)委員 先ほどの森公述人さんのお話の中に、ジェー・シー・オーが大変な競争の中で受注をしなければいけない状況にあったというふうなお話がありました。新聞報道でもいろいろその点報道がされておりますけれども、今回の事故を踏まえて、燃料の加工から発電までの原子力を国策として成り立つようにするために、特に核燃料の供給という点も含めて、コストの削減と安全性の確保をどういうふうな調和を図っていくかという点を国としても真剣に考えなきゃならぬんじゃないかと思うんですけれども、御見解をお聞かせいただければと思います。

○森公述人 現在リストラに取り組んでおるのは、経営者の当然の責務でございませう。しかし、そのときに、やはり特に原子力については安全といたったことを忘れては絶対困る。幾らリストラといえども、まず警備員から首を切ったという

という会社はないと思うんですね。それと同じように、今回の場合は首を切ったわけじゃないのですけれども、これは御存じだと思いますが、これ全体がジェー・シー・オーの工場、この赤いのが例の小屋でございませうが、そこはときどきしか仕事がないので優秀な人員を常時置いておくわけにはいかぬ、それで、うっかり削って忘れていたというところだと思えます。

ですから、リストラといったことと経済性ということと安全を重視するということとは、先ほどの能澤さんなんかの話にもちよつとありましたけれども、安全というのはキーパーソンが大事でございまして、会議を開いて決めたりするようなものではない、そういうキーのところに大事な人を置いておく。あの場合で言えば、工場長みずからその作業があるときは当直長になつてもいいぐらいの、はつきり言えば非常に危険なものでございませう。特に液体をつくるのだから。そういうことで決して矛盾させないでやるのが経営者の腕です、実際に世に行われておるところもみんなそういうふうなやつとおもいます。リストラを言いわけにして安全の手を抜くなんてとんでもないことで、そんなのは原子力をやる資格がない、こう言つたらいと思ひます。

それで、先ほど申し上げましたのですが、ウランの濃縮度で、臨界量といいますが、危険な量は全く違うわけですね、今の軽水炉用のウランの場合には三%とか五%とかいった、(資料を示す)これが五%のウランです、これが臨界量で、この少ない方が危ないということになるのですが、こっちは先ほどから言っております濃度、濃さですね。ですから、五%の水に溶かした場合は溶けるわけがないのですが、水一〇〇に対して八〇のウランを溶かすなんてできるわけがないのですが、今問題になつておるような三〇%程度に溶かすとしても、二トンですか、五トンの水にぶち込んで、しかもちゃんときれいかきまぜなければ、臨界になります。そんなことは工程の中にはもちろん

ございませうし、そういう意味で全く違うものなんでしょう。ですから、やはり重点的に、本当に大事なところの手を抜かないというのが何と申しまして一番大事な点であろうと思ひます。お答えに十分なつたかどうか、以上でございませう。

○木村(陸)委員 質疑の時間が終了してしまひまして、ほかに公述人の方が見えて、質問を用意しておつたのでございませうけれども、時間がなくなつてしまひました。

私は名古屋でございまして、電力の消費地に住んでおられますけれども、東海村の村長さん、私も安心してエネルギーを使えるということを忘れず、これからちゃんとやっていきたいと思ひます。きょうはどうもありがとうございました。

○北側委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 民主党の辻一彦です。

公述人の皆さん、大変貴重な意見を伺ひまして、ありがとうございます。

まず、村上公述人にお伺ひしたいのですが、今回の原子力災害対策特別措置法、新法は、かねがね私たちが国会の中でも随分議論をし、また時には原子力防災特別措置法(仮称)の名で試案等もつくつて、自治体の御意見も伺ひしたことがありますが、そのとき我々の試案の中にも相当地方の声を取り入れたつもりでおりますし、また、今回の政府案も、我々の試案も含め、地方の声を相当取り入れたというふうに思ひます。

そういう中で、一つは国が前面に出るというところと地方の声を聴いたという面と、もう一つは、市町村長の持つ権限が何か後退したのじゃないかというふうな、そういう印象を持たれる向きもあるのですが、新法をこらになつて、村長さんとしてどういうふうに受けとめていらつしやるか、まずお尋ねしたい。

○村上公述人 以前からそういうことで我々の方も要求してまいりましたし、そこに原子力と関係

する市町村としましては不安があつたというのは、国の方の責任がどうなんだということ、それから、事業者に対して我々が、消防組織にしましてもあるいは防災計画につきましても何ら届け出がない、それで我々としては関与できないということもありました。

それで、今回の改正の中で、国の責任が明確になつたというところは私は評価しておりますが、一方では、地方自治体の長の権限といひますか、それと運用のやり方はどうなのかというものが、私も、はつきりしないという気持ちはございませう。それで、私の補助線、仲介項としましては、オフサイトセンターの立て方、現地对策本部の立て方、そこにポイントがあるのかという気がしております。あの法文だけを見ても、すべてが国の対策本部、首相を本部長とする対策本部の指示みたいに読み取れる節もあります、私は、オフサイトセンター、現地对策本部の方のありようにつきまして検討していただければ、自治体としての動き方もできるのかなという期待はしております。

以上です。

○辻(一)委員 続いて村上村長にお尋ねします。この新法においても、原子力緊急事態宣言が事業者からの事故の通報によつて発せられる、それから本部体制ができるというわけですが、その前に、初期対応というものは、緊急宣言が出る、あるいは本部の体制が、本部が現地でするまでに一定の時間がどうしてもかかるんですね。それ以前に、市町村長として、現地の責任者としてどうしても対応しなくてはならない問題があるんですから、それにどう対処するかということが今回の場合も非常に大事だつたと思ひますが、現地で、初期の対応、初動態勢といひますか、そういう中で、村長さん自身が一番苦労された、苦悩されたのはどういふ点であつたか、お伺ひしたいと思ひます。

○村上公述人 苦労されたということではございませう、一つは、国、県との情報連絡と、それから、

化をして目配りが少しできるようにする程度で一体これだけの、どんな事故の起こる可能性をきちつと安全規制ができるのかどうか。その点を考えると、私は、名前は別として、八条の今の諮問委員会を三条の行政委員会に移してもつと強力な規制機関を持たない限り、やはりこういう種類の原子力の事故は後を絶たないだろうという感じがします。

そういう点で、私たちは、この原子力安全規制については独立強化をすべきであるという考えを非常に強く持つておるんですが、これについて、皆さんに全部お伺いできればいいんですが、村上さんと、行政の件がありますので森さんにお伺い

したい。

○村上公述人　私も、東海村が今後原子力と共存するための前提として、やはり安全委員会を抜本的に、しかもそれは第三条委員会としてしっかりと立てていただきたいと思つております。

○森公述人　強化ということの内容が問題でして、日本のような、役所が三年ごとにくるくる変わるような組織の中で人数をやたらとふやしたから強化になるかという基本的な問題がございいます。

それから、やはり何と申ししましても、アメリカもそうだったんですけれども、確かに規制委員会

ができたこともあれですけれども、幾つかの、先ほど申しましたような民間の相互警戒組織ができたことが安全性を強化した中心になったわけでございまして、形式的な強化だけでは余り実効はないのではないか。これはいろいろな日本の体質に全部かかわっておりますので、余り申すとか何か悪

口になりますから、このくらいにさせていだきます。

○辻(二)委員　まだ一、二分ありますから、角田公述人にひとつお願いしたい。

○角田公述人　ただいま委員の方から御指摘があつたことは、私も極めて同感です。

そういうちゃんとした規制機関というのは、私は、例えば原子力安全委員会という名前のままで

もいと思うんです。これを行政委員会にしてい
く。それから、やはりどうしてもスタッフが要
ります。特に原子力の問題では、専門知識を持
つて、それで一体となって補佐していくような相当数の
スタッフが要ると思います。しかし、NRCのよ
うにいきなり三千名というような組織は無理だろ
うと考えます。

ただ、やはりそういうことを実施していくのは、
私は、実施するようなあれを立法府の方で、例え
ば、先ほどメモをお手元にお届けしましたけれ
ども、今回の事故からどういう教訓を引き出すか
という点に関して、衆議院議長が任命するよう
な独立した調査委員会がきちんと調査したもの
に基づいて国会などでも議論していただくのが
やはり適当なのではないかと思っております。

以上です。

○辻(一)委員 能澤先生には、時間の点でお尋ね
できずに大変恐縮です。

終わります。どうもありがとうございました。

○北側委員長 西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

きょうは、四人の先生方に大変貴重な御意見、
御提言をいただきまして、ありがとうございます。
順番にお伺いをしたいと思いますが、初
めに、能澤先生にお伺いをしたいと思います。

先ほどのお話の中で、スリーマイル島の事故以
来、種々いろいろな防災に関する討議、検討を行
つてきて、ことし四月には「原子力防災対策の実効
性向上を目指して」という形にまで仕上げてら
れていたというところをお伺いしました。しか
し、残念ながら、国民の皆さんに至るまでなか
かそのこと自身は理解を得られていなかったん
ではないか、議論の中でいろいろ検討はされてい
たんでしようけれども、そんなやさきに今回の東海
村の事故が発生した、こういうことだろうと思
うんです。

今回この事故が発生をして、その対応として今
回のこの原子力災害特別措置法が今討議に上っ
ているんですけども、皆さん方がこの四月まで検

討されていたその内容と、今回実際に事故が起
こったことを受けてこのような形で法案として上
がつてきた内容についての違いとありますが、そ
れを少し御説明いただきたいと思ひます。

○能澤公述人 お答えいたします。

法案自身は「原子力防災対策の実効性向上を目
指して」を全面的に取り入れていただいたとい
ふふうに思っておりますが、そのほかに重要なこと
は、原子炉規制法の方におきましても原子力保安
検査官という制度ができて、従業員の教育に
ついての検査をする、実際にきちっと教育をして
いるかどうかを、安全教育を行っているかどうか
を検査していく、これは非常に大事なことでな
いかと思ひます。

例えば、今回の事故におきましても、あの作業
員三人が、臨界事故というのがあるんだ、先ほど
森公述人が言われましたように、特に溶液はば
いんだ、溶液というのは臨界事故を起こしやすい
んだということを知らなければあんなことはし
なかつたと思うんですね。そういうことも含めて、
それでまた防災の方でも防災専門官をつくるとい
うことで、国の体制としては両面から防災につ
いて強化しているというふうに思ひます。

そういう意味で、我々の「実効性向上を目指
して」で種々提言をいたしましたのが、法律は出
てきても、今後それに適切な人員を充ててきち
とした運用をしていただきたい、法の運用が今後大
切ではないかというふうに思ひます。

○西委員 特に、今回、オフサイトセンターとい
う形で、いわば防災の拠点という形でしょうか、
災害の対策の拠点にもなる、こういう形とか、避
難訓練について具体的に定める、こういうことが
決まっております。

先生も先ほど、防災訓練、避難訓練そのものが
非常に悩ましい問題であるというふうにちよつと
漏らされたように思ひますが、その辺の審議の過
程で、こういうことが実際に起こらなくて、今ま
でどちらかというと原子力施設は安全だといふこ
とが国民の間では巷間言われてきたように思ひ

ですが、その辺の議論はその当時からなされてい
たというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○能澤公述人 お答えいたします。

御指摘のとおり、訓練のシナリオを考える際
は、先ほど角田公述人が言われましたように、い
わゆる過酷事故、英語で言いますとシビアアクシ
デント状態になると、今の制度といひますが、こ
れはある意味では強く勧告するといひるか、そう
いう形に原子力安全委員会はいっているわけでござ
います。

過酷事故状態、これはどういうときに起こるか
といひますと、TMIの事故のときがその典型で
ございまして、せっかく動いたECCSバルブを
締め止めた、ECCSの水をとめてしまった
ということが原因でありまして、要するに、運転
員の誤操作が何度も重なりましてそういう過酷事
故になるおそれがある。そういう場合には、現行
では、各事業者が、原子力発電所の場合ですが、
何としても炉心の冷却を継続するために、どこか
らでもいいから水を持ってきて入れるというよう
なことをやるべきだということになっておりま
す。これを英語でそのまま使っております、ア
クシデントマネジメント、つまり、想定外のアク
シデントが起こつてもそれをマネジメントしよ
う、最大限の努力をしよう。

それがうまくいけば防災は必要ではないのであ
りますが、うまくいかなかったときには放射性物質が
多少出てくる可能性がある。そういう場合、
原子炉の専門家の方では、確率的に炉心溶融が
起こるケースはどれだけのケースがあるか、どう
いう場合に炉心溶融に至るおそれがあるかとい
うことを種々計算しております。

現在では、例えば五つぐらい考えられるケース
が同じ重さになるように発電所の方では努力して
いるわけでございまして、どの一つも飛び抜けて
その確率が高いというのは、これはハードウェア
の方で処置して、日本の場合は、今そういうシビ
アアクシデントになる確率といひのは、我々は、
何年当たり、原子炉を一年運転した場合にという

単位で何年当たりと言っているのですが、一応十
のマイナスイベントといふふうになっております。そ
れにしても、例えば五つのケースのどれを
とって防災訓練に持ち込むかといひのは大変難し
い話でございまして。

以上でございます。

○西委員 続いて、村上公述人の方にお願ひした
と思ひます。

私も、事故翌日とそれからしばらくたって二度
訪問させていただいたんですが、村長さんの苦悩と
また決断といひのは本当に大変なものだといひ
ことを感じてまいりました。今回このような形
で法律としてでき上がったといひますと、お帰りに
なりましたら村長さん、地元の村民の皆さんにど
ういふふうに御説明されるか、ちよつとお聞かせ
いただきたいと思ひます。具体的に、こちら側
を村民の皆さんとして、メッセージをひとつお願
ひしたいと思ひます。

○村上公述人 私は芸人ではございせんのでな
かなか難しいのですが、私としては、今回原
子力災害特別措置法ができたといひことで、これ
は私が村長になってからの念願でもありまして、
また法規法の改正それ自体はもう賛成です
が、二つ。

今回の事故が起きたときに、村としては、
非常に情報不足の中で避難をさせた。それにつ
きましては、私自身はずっと自信はございせん
でした。科学的な論拠も余りないといひことで、こ
れはジェー・シー・オーの所長さんの要請によ
りまして応じたといひだけでございまして、非
常に皮膚感覚的なものがございまして。今度は政
府がきちつと責任を持ってくれといひことに
つきましては、少しは責任ある対応ができるか
ないといひことでありますといひことを報告したい
と思ひます。

ただ、問題は、先ほどから出ていますように、
政府の本部ができてそれから指示が出されるま
での間、それはどうするかといひことにつ

では、今後、政府としても、細則やその他できつちりとお決めいただきたいという気がしております。

もう一つ。

東海村の我々としては、前々から言っておりますとおり、やはり目に見えるような安全規制をやつてもらいたいということで、そのためには組織的にもはつきりした組織にしたいなという点、この点につきましてはまだ不満であります。今後はこれを村民には私は言っておりますし、今後もこれで終わりのことではございません。

以上です。

○西委員 ありがとうございます。

もう一つは、今回現実に事故の対策で遭遇された、村長さんが種々の決断をされる際の問題点が御自身からも表明されました。それに対応して、今回オフサイトセンターという形で、国、それから自治体、県も含めてでございますが、それから事業者一体となってこれに当たるといふ形ができるようになりましてけれども、今回の事故の場合、村長さんから見られて、どの方が最終決断を、もちろん最終の最終は総理だということに大きな事故の場合にはなるのでしようけれども、どの方に決断していただくのが一番安心できるというか、いいなと思ひになられるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○村上公述人 今回オフサイトセンターができるということ、そこに現地対策本部が形づくられる。それは、県知事から市町村長が集まりまして、それと政府の方から来るということ、この法律のつとれば、政府からきつちりとした責任を持つての方、意思決定ができる方が最初に乗り込んでくるべきだろうと私は思っております。それで、その中で、地方自治体、地方公共団体が意見をきつちりとすり合わせをした中で対応できるだろうと私は思っておりますので、政府の派遣されるその現地の指揮者がどなたであるかということが一番大事な事かと思っております。どのような権限を

持っているかということが大事だと思っております。

○西委員 続きまして、森公述人をお願いいたします。

先ほどのお話で非常に興味深かったのですが、私も実は、この試験機というのは、実験室レベルがそのまま実用段階になったのか、連続的な製造をしているわけではなくて、季節的にちよつと、片手間と言つては非常に失礼ですが、そんなレベルのものであったのじゃないかなと思つていただけに、よりリアルに聞かせていただきました。

それが一つの原因だと私も実は思っておりますけれども、そのことは別に非常に私も注目した内容は、今回の防災対策に関して、風水害やハリケーン等災害一般を取り扱う仕組みがあつた方がいいのではないかと。確率論的に原子力災害といふのはそう多くないということを根拠にしておつしやられたんだと思ひます。

私も実は、その確率論的なことは別にいたしましても、それだけという形よりも、もちろん事故の原因究明とかそういうことは同時に、いち早く突きとめなければならぬことが前提ですけれども、避難をするとか、そういうことに關しましては同じ種類のことで、その考え方が方がいいのじゃないかというふうに通つておりました。が、公述人のもう少し詳しい御説明をお願いしたいと思ひます。

○森公述人 私の意見に御賛成いただきまして、ありがとうございます。

今おつしやつたことに尽きるわけでございますし、随分共通するものもございますし、もともと原子力文化といふものは原子力都市といふのは、科学技術の粋である原子力を扱うわけですから、あらゆることにおいて最も整備しておる社会である。病院もそうですし、今の被害対策もそうですし、そうなるべきだといふ哲学からいって、そうすべきだし、またそうすることによつて、専門家が、しよつちゅう起きるといふか、そういう

在来災害で磨きながら、しかも一流の知識を持っている人を、そんなに多数は要らぬと思ひますけれども、取り込んでいくことで一層意味のある組織になるのではないかと思ひますので、ひとつぜひそういうふうに通つていただきたいと思ひます。

○西委員 時間が参りましたので、以上で終了させていただきます。ありがとうございます。

○北側委員長 菅原喜重郎君。

○菅原委員 自由党の菅原喜重郎でございます。

きょうは、四公述人から貴重な御意見を陳述いただきました。本場にありがとうございます。

今回のジェー・シー・オーの臨界事故、もう最近ずつと、原子力関係ばかりじゃなくして、新幹線の事故、あるいはロケットの失敗、そういうことが続いているものですから、全く日本人の、政府の国策として遂行している事業に対しての不信感が増大しているわけでございます。

私は、そういうことで、委員会が今回の臨界事故を取り上げました際は、調べますと、これは技術的な欠陥じゃなくして、マニュアルをさらに変えた裏マニュアルも守らないような、全くこれは道義の欠けが起きている事故だ、こういうふうには私は理解しております。

しかし、きょう、事故を起こしたことに對する公述人の御意見を聞いておりますと、やはり法整備あるいは体制整備の不備、そういうことがあつたこともはつきりしておりますし、これに對するところのやはり今回の原子力災害対策特別措置法等の法案だ、こう思つておるわけでございます。

私としては、最初の倫理の欠けからくる事故、そういう観点から見ますと、今回の災害対策特別措置法案等に対しての予算要求が大体一千二百九十七億圓ぐらゐですか、一千三百億圓ぐらゐいわれる要求されようとしておるわけですから、三千市町村で割りますと約四千万以上なんです。ですから、安全を守るコストといふのはいかに金もかかってくるのか。そうなりますと、今回のこの措置法案で、こういう大きなお金を使いながら

も、果たして安全が確保されていくのか。これは、国民もこういうことはいわゆるお金、費用ということにも本當に關心を持つてもらわぬといふか、こと、ただ防災、防災とつけていっても大変なわけです。そういう点では、森公述人も言われましたが、やはりモラルがないと組織はもたない、これは當然でございますし、また法律の運用も終花的ではだめになっていくということも言われました。全くこのことには同感であり、また、形式主義に流れますと文書被害、風評被害も大変で、この対処も、報道の関係者の表現不足とか勉強不足、形式主義が大きく影響していること、これも全くだなと思つております。

そういう意味では、こういう公的機関に關係している人たちの厳しい意識改革を今日日本がなさないと国を滅ぼしていくな、こういうふうに通感させられたわけでございます。

そこで、四公述人にお伺ひするんですが、今回の法案に対して、手薄な点があるとすればどういふことなのか、あるいは運用にはどういふ点をいふゆる重点にして、どういふ点に氣をつけていかないとまた形式主義に流れていくんじゃないかという点がありますならば、ぜひ一人一人、これは公述人はもう忌憚らない御意見を申し述べられて結構な場所でございますから、ひとつそういう意味で、初めに角田公述人から、次に森公述人、村上公述人、能澤公述人、四人に二分から三分ぐらゐの時間帯で御意見をお聞きたいことができれば幸いだと思ひます。

〔委員長退席、西委員長代理着席〕

○角田公述人 お答えして、感想を述べさせていただきます。

特別措置法に關して、今後実施していくときに私が非常に大事だと思つておるの、それが適用される住民と、それから災害対策本部なり地域のオフサイトセンターなりの信頼關係だと思ひます。その信頼關係をつくっていくために、住民への説明、緊急時対策の説明を事業者も地方自治体も国も丁寧にやる必要がある。

特にそう思いますのは、外国で私が見たのは、アメリカとイギリスとドイツの地域住民に配っている防災パンフレットというのを見ますと、非常に正直で具体的だという感じがするんです。一番最初に、あなたはあんな意味では危険と隣接して暮らしていますよというようなことをやはり率直に書いて、それから具体的な指示、警告の出し方などの説明がありまして、そういう警告を受けたら子供を学校に迎えに行つてはいけなとか、それから、ペットは避難所に連れていかないと、うちの中に置いておくと、出るときにはかぎを必ずかけるとか、手回り品はこの程度のも、こういう非常に具体的なことが書いてあつて、ドイツの場合には、なぜそういう注意をしているのかという理由が説明してあるんですね。そういうのを配りますと、それ自体が、それを読んでもらうことが私は防災訓練の一部になると思います。

それから、スイスの場合には、沃素剤を、原子炉から半径三キロないし五キロの地域は全戸に事前に配布しているんですけれども、それも責任ある人間が全部戸別訪問して渡しながら、面接でもって、紙であれするんじゃないかと、これを飲むときにはこう注意しなさい、これをしまつておくところはこうしなさい、しまつておく上にこのステッカーを張つて、ここにあるというのがわかるようにしなさい、こういう注意を払っています。

私は、そういうことを今度の実施に当たつてはぜひ心がけていく必要があるだろうというふうに思います。

○森公述人 もう大部分は今の御質問には答えておりますので、一言で申しますと、重点的に効率的に実施するというところに尽きると思います。

今角田参考人のおっしゃったのは、それこそチェルノブイリ級の事故の話を例に言われたわけですから、平素から、先ほど申し上げました放射線の安全ということについての本当に親切な、科学的な事実に基づいた説明をしておくということが何といつても一番基本的な大事なことでないかと存じます。

以上でございます。

○村上公述人 この法案を生かすことができるかどうかというところは、私は、やはり国の原子力政策を推進する人たちの気持ちの方が大事だという気がいたします。

原子力発電所の事故というのは確率一千万分の一であるという話を、先ほど森参考人の方から十のマイナスイ乗分の一ということと言われましたが、私は、ここでちょっと違うという気がいたします。私も、私どもの方としては、あのように臨界事故が起こらないと思われていた会社で臨界事故が起こつたということに非常に恐れております。そういう点では、やはり原子力の災害というのは起り得る、そのためにこの法案をつくり、そのための体制整備をしていくんだという気持ちが必要で、やはり全体として私は形式主義に陥るだろうという危惧をしております。

各論でいけば、私は、現地対策本部がどれだけの機能を持てるか、どれだけの力を持てるかということになると思います。そこに集まる人たちが、その地方自治体あるいは市町村のそれぞれの権限を持つ者、国の方から来られる方も権限があるという方々でなければとても事故対応はできません。思っていますので、いわゆる職員が来るとか、その程度ではとてもできないと思つています。

基本的には、法律ができたから安全だということとはありませんが、やはり原子力の災害、事故というのは起り得る、私どもは現実に体験しております。それから、住民の避難もやつたわけですから、住民避難の訓練もしなさいかぬというところは現実でありますので、そのような気持ちになつていただけるかどうかということだろうと思つています。

私の方は以上でございます。

○能澤公述人 お答えいたします。

今後この法律が実施されるに際しまして、例えば政令というのがこれから細目としては決まるわけでございますが、その際に専門家の意見をよく

取り入れていただきたいということが一つございます。

それから、住民の方に対しての御説明ということでございますが、今後訓練を大々的にやつていくということになりますと、できるだけたくさんの方に、参加でなくて見物に来ていただくという形で認識を改めていただければいいのではないかと、このように思っています。

訓練の中で一番大事なことは連絡が正しく行われるということでございます。今そういう意味では、昔のように電話だけではなくてファクスも使えますしパソコンも使える、インターネットも使えるという形で、図面等も簡単に送れますので、そういう連絡訓練を確実にやる必要があるのではないかと、このように思っております。

○菅原委員 時間です。最後に一問だけ角田公述人にお伺いしますが、先ほど日本版NRC委員会の設置のようなものを要望されましたが、この点についてもうちょっと詳しくお聞かせいただければ、要望の形でもよろしゅうございますから、お願いしたいと思います。

○角田公述人 アメリカのNRCというのは、私がお先ほど申しましたように、諸外国の中でも飛び抜けてスタッフをたくさん持っているところなんです。しかし、スタッフを持っていないところでも、私の調べた範囲はヨーロッパが中心ですけれども、ヨーロッパ諸国も、具体的に安全規制あるいは災害時の指揮の責任を持つところとは、いわゆる原子力の利用促進機関から独立したところ、例えばイギリスなんかですと、何省というのかわかりませんが、雇用省、労働省と厚生省の間の省のようなところですね。それでエネルギー省と全然別に、その中かなり強力な委員会をつくつてやっていると、このような形で分離しているわけです。

日本型でどうすればいいのかというのは、私は、現状のまことに貧弱なものからスタートしてやると思ふ、やはりかなり検討をして、スタッフもどこから集めればいいのかということも含めて、

衆知を集めないと、法律だけ変えてもすぐにはできないだろうというふうに思っております。

〔西委員長代理退席、委員長着席〕
○菅原委員 以上をもつて質問を終わりたいと思つています。どうもありがとうございました。

○北側委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 四人の公述人の皆さん、きょうはどうも御苦勞までございます。

私、最初に村上公述人に、大体基本的に皆さんからも御質問ございましたし、最初の陳述でもお聞かせいただきましたけれども、一つは、避難勧告をしたりする権限は地方自治体の長、それを専門的、技術的な面で、現地でもそうですし、それから本庁からも迅速にやはりサポートしていく、そういう専門的、技術的な面で迅速な対応ができるようにサポートする、その点について、今回の経験を通じてさらにお感じになつていらっしゃる御意見などあれば、追加的にお聞かせいただければというふうに思っています。

○村上公述人 我々のところでは非常に情報の少ない中で、○八四ミリス・ベルトのガンマ線が出てくるというのが唯一の数値でございます。それと、私が決意したのは、ジェー・シー・オー鋼が持つてきた避難地図ということでありまして、その二点だけで、あとは現場の緊迫感といいますが、そういうものと臨界という言葉で避難をさせたわけでありまして、当然、その後出てきた中性子の話ということになってきますと、非常にわからない世界になってきてまして、果たして三百五十メートルでよかつたかどうかというのが、十一月四日の科学技術庁の線量評価が出るまで非常に不安でございます。

その間に、三百五十メートルで十分かどうかというところで、政府の現地対策本部と私どもの方と共同して対策を練つたわけでございます。五百メートルまで拡大するかどうかでその準備も万全を整えたわけでありまして、幸いにして臨界の方をストップさせることができたということで、それはしないで済んだということでもあります。

政府の対策本部、現地の方ですが、政府あるいは科学技術庁の方は、報道陣はヘリコプターで飛んでいましたので、当然ながら私はヘリコプターで速やかに現地に入ってもらえるというふうに期待はしておりました。これは余談でございます。

○吉井委員 次に、私は森公述人の方に伺いたいと思うのですが、かつて原子力産業会議の方で「大型原子炉の事故の理論的可能性および公衆損害額に関する試算」というのを四十年前に行われて、そのときは十六万キロワットの原発についての過酷事故の想定でした。現在は百三十五万キロワットとかそういう時代になっていますから、せつかく四十年前に行われた皆さんの研究、試算、この前も、前の有馬科学技術庁長官のときでしたが、有馬大臣自身が、今日でも生かされる非常にすぐれた科学的な分析手法である、こういう評価をしておられまして、そういう点では、森公述人のところでは四十年前に非常にいい成果物というのをまとめられたというふうに私は思っているのです。

そうすると、今度は原子力防災を考えるわけですから、全国の地方自治体からも、実際にどれぐらいの災害規模を想定して、それに対してどういう防災資機材をそろえたり防災訓練をやるか、こういうところが大事だということで、いろいろな要望をお聞きしております。

こういう点では、今日の時点で、四十年前に行われたものをさらに精密に、百三十五万キロワットの場合の過酷事故を想定した試算などを行われるということは、今の時代の要請にこたえることになるのじゃないかと思っているのですが、その辺のお考えとか、その四十年前になされたことの意義をどういうふうにかんがえらっしゃって、それをどう生かしていこうとお考えか、その辺のところをお伺いしたいと思うのです。

○森公述人 お答えいたします。

四十年前に私自身が、今存命の者の中では私ももう一人ぐらいですが、中心になってまとめたものでございまして、先ほどもちょっと申しました

けれども、あの調査の目的は、頭から原子力発電所の中にある放射能が五〇％とか出てしまつたとした場合にどうなるか、これは原子力損害賠償制度法をつくるための材料としてつくつたわけでございます。それに付随して、回避道路が必要であるということ。

だから、恐らく全国唯一だと思いますが、東海村には施設から放射状に道路が引かれているわけですね。原子力ではあらゆる危険を先取りして対策を講じるんだということを東海村の方々も十分理解しておられますから、回避道路なんといううなことを言っても全然動揺もなかった。そういった初心を忘れていたということが今日の一つの原因であろうと思ひますけれども、そういう意味で、目的が全く違うのです。

ところが、最近いろいろなところでお褒めにあずかるのです、その方法論はなかなか立派だといふので。あのときにサットンの式だと拡散式だとか、当時はまだアルミサッシがなかったのでアルミサッシがないものとしようとかといううなことをいろいろ、方法は若干役に立つ点があるかと思ひますが、目的が全く違うのです。隠していたわけでも何でもございませぬし、国会でも私もたしか参考人と呼ばれて説明したと思ひます。

以上でございます。

○吉井委員 それで、私の方も損害額の方に今関心を持っていますのじゃないのです。むしろ、せつかくなされた分析の手法を生かして、百三十五万キロワット級の原発での過酷事故、あのときは十六万キロワットでそれを想定されたわけですから、随分大きいわけですから、それに見合う放出される放射能の総量であるとか、拡散式はこれを使つたらどうなるのか、その場合にどの地域まで影響が及ぶとか、その研究自体は、今もおっしゃつたように今日の意義を持っていますと思ひますので、その意義と、そういう立場で原産会議として分析をされるというお気持ちがおありかどうか、その辺を伺いたいと思ひています。

○森公述人 百三十五万と十六万で、被害額が比

例するわけではございません。あの当時はそれこそコンテナなど安全設備の全くない原子炉で、いろいろな安全装置が全然働かない、ないものを想定しておりますから、キロワットには比例しない。私の方でやるかどうか。あれは政府の委託でやつたわけでございますけれども、私のところよりは適当な機関があるかと思ひます。まあ、やれと言われれば断りはしませんけれども。

以上でございます。

○吉井委員 私も、原産会議でなさるかどうかは別として、これは、いずれにしても原子力防災をどう進めるかという現実の問題として想定してやらないことには防災対策はさっぱり成り立ちませんから、原産会議が取り組まれたその手法というものは大事にしてやっていくべきであらうなというふうに思っております。

次に、角田公述人に伺いたのですが、動燃の再処理施設で三百件の変更申請なしの運転が行われてきたことというのは先日この委員会でも取り上げたのですが、実は、けさの毎日新聞でも、臨界防止装置故障のまま十七年間操作をしてきたという事実が報道されました。

動燃の中でだけかやっていると人間が何でそれを指摘できないのか。それは、動燃の所長長に対してあれ、あるいは労働組合に対して持ちかけていくにしろ、あるいは国の方へ持つていくにしても、何でそれができなかったのかということ。今回たまたまその施設で事故がないままであつたとしても、それがあればジェー・シー・オーのような事故は防ぐことはできるわけですし、それからもう一つは、書類を上げる側の科学技術庁の役人の人にしたって、安全審査を安全委員会に全部を任せられているわけじゃなくて、事前にチェックするわけですから、だれか一人ぐらい気がついてよさそうなものだということ、これも非常に不思議なところなんですね。

外国の法律では、公務員の守秘義務というのは公共の利害に関しては緩和されるべきだということとで、公務員を含めて内部告発者の保護というの

が法制面でかなり整備されているようですが、この点について、内部告発者の保護ということでのアメリカその他の法制面の整備という点で、角田公述人の方から追加して御紹介いただけることがあれば伺っておきたいというふうに思ひます。

○角田公述人 二つの関連する御質問がございまして、最初のほうの動燃のこと、最近の例はちょっとよく知りませんが、再処理施設というのは、私の考えでは、あらゆる原子力施設の中で周辺への潜在的影響という点では一番重大な施設だと思ひます。

その再処理施設で、内部からこういうところがまだ問題が残っているといういろいろな指摘があつたのは、一番最初の建設段階です。建設して、最初は、ウランテストといって、照射されてい

ないウランを溶かして工程をテストすることやつて、その次に、今度は、ホットテストと呼んでいましたけれども、照射された放射性物質を持ったあれを流してテストする。そのホットテストまでに全面的に点検をしるということ、その当時の現場の技術者たちが言い出したのです。

それを、当時の労働組合は、重要な指摘だといふことでもう一遍アンケートをとつて、まだ八十力所不安箇所がある、これはホットテストの前に直さないと放射能が各部に付着しますから立ち入つて直せなくなる、だから今のうちにやつてくれということを上司に言つたりしたことがあつたのです。その後、私の中のそういうことを提言した人たちの座談会がありまして、そこで知つたあれでは、その後、動燃事業団当局から風当たりが物すごく強くなつてしまつて、民間会社から労働担当理事を呼んできて労働担当を差しかえて、猛烈に組合内の刷新運動が起つてしまつて、そういうことはもう一切言えないような雰囲気になつたという話は聞いております。

そういうようなことを考えますと、原研でも一時期同様なことがあつたのですけれども、やはり民間会社から労働担当の理事を送り込まれました。ただ、研究機関ですから、我々はいろいろな

事件が起こると例えば日本学術会議というところから調査依頼をしたりすることがあります。それから、各種の学会でも、そのやり方は原研の理事会としてはひと通りのじゃないかという世論も起こりますので、我々のところは最終的には私が先ほど申しましたような例はその後だんだんとなくなりました。だけれども、これは私の憶測が入りますけれども、動燃ではやはり今まで続いているのじゃないかという点が心配な点です。

それから、内部告発というのを嫌いな方が日本では多いので、アメリカのホイットスルブローというのは、本当に身を挺して人々に危険を知らせる人々というように響くのですね。

ホイットスルブローと申しますけれども、ホイットスルブローを保護する制度は、これは各国でもありますが、アメリカでは原子力以外の分野でも、そういう制度は法に基づいてあります。原子力の場合には、連邦規制、コード・オブ・フェデラル・レギュレーションの十番、10 CFR というところにいるいろいろな規制が入っているのですけれども、その中に詳細に、どういう場合に不利益処分について申し立てできるか、そういうことが決まっています。手続なんかも二ページにわたって詳細に出ております。

それからもう一つ、私がアトミックエナジー・クリアリングハウスという官報みたいなものがあるのですけれども、それを読んでいましたら、今度は原子力の推進機関であるDOE、エネルギー省のオレアリ・前長官、この方が、このホイットスルブロー保護制度は非常に重要であるからということで、議会で取り上げている。それから、GAOという会計監査院みたいなものが、議会の機関だと思えますが、アメリカにありまして、それもこの制度がちゃんと実施されているかを検査するというところで、その検査結果のレポートも読みました。

以上です。
○吉井委員 時間が参りましたので、これで終わります。

公述人の皆さん、どうもありがとうございます。

○北側委員長 辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美です。

今日は、公述人の皆さん、お越しいただきましてありがとうございます。貴重な御意見を伺いました。

さて、その中で幾つか具体的にお聞きしたいことがあります。

まず、村上村長にお聞きしたいのですが、緊急時だけではなくて日常活動で、運転管理専門官とか、それから今度原子力防災専門官が規定されておりますけれども、オフサイトセンターなどができたとして、日常どのような活動をお互いの情報交換としていくののいいかというところがなかなか、国会の中の議論でも、オフサイトセンターができてそこで一体何をやるのだろうというところをかなり各委員が質問もしているのですけれども、現場から見まして、日常どのような情報交換が一番望まれるというようにお考えでしょうか。

○村上公述人 運転管理官とか保安官とかいう言葉とオフサイトセンターとをどう結びつけるかという、私自身イメージはわいておりません、はっきり言いません。オフサイトセンターの機能とか役割、その陣容とか、とてもまだ想像もできません。

ただ、私としては、オフサイトセンターには、いろいろな機器、資材を装備しておくとか、あるいは薬剤だとか救助用の防護服だとか、そういうものは期待しているところではありますし、あるいは通信設備も、そこに行けば統一的な通信手段がとれる、あるいは住民広報もできるとか、そういう設備を、私はどちらかというとそういう物理的な方面での整備というイメージを期待しているところもあります。

それと、そういう場所が決定しておれば、あとは、先ほど申しましたが、レスキュー隊というものを登録制か何かで常に把握しておいて、それで何か起きたときにはそこに集合できる場所とか、

あるいは、政府の現地対策本部をつくるあるいは市町村の合同協議会をつくる、そういう場合にはその場が重要な場所となるというような意味で、私は期待をしているわけですが、運転管理官とか保安官とかということにつきましては、ちょっと余り期待していない面も今のところはあります。

以上です。

○辻元委員 率直な御意見、どうもありがとうございます。

さて、もう一点、これは能澤公述人と村上公述人にもう一度お伺いしたいんですが、今の事故調査体制なんです。

先ほど、角田公述人の方から第三者機関という御指摘がありまして、私もなるほどと思いましたが聞いておりました。といいますのは、今まで動燃の事故なんかありました折も、どうしても専門家に偏りがちなんですね。そうすると、先ほどからもちよつと出ておりますが、恐縮ですが、何万分の一の事故だ、だから、こうくるんですけれども、何万分の一の事故でも起こるやないか、だから怖いというのが一般の住民の反応だと思っております。何万分の一の事故がこんなに起こってしまっただけやないかと。こんなに毎年いろいろ起こっているわけなんです。ですから、現在の事故調査体制などについても、第三者機関の御提案は非常に参考になりましたが、この点、今、現状のような状態についての御意見、御不満もあらうかと思っておりますが、率直にお二人にお伺いしたいと思います。

○能澤公述人 事故の再発を防ぐためには、専門家が集まった調査委員会というのが大切だと思います。

先ほど角田公述人から話がありましたように、ケメニ委員会というのは、広い意味で社会制度も含めた検討をしたわけでございますが、NRC自身は、ゴロビン委員会というのを別につくりまして、技術的な面について非常に詳しい報告書を出しております。ケメニ委員会はもっと広い立

場でやっておりまして、両方あった方がいいんじゃないかというふうに考えます。ですから、私自身は専門家でございまして、詳しい原因を追求し、それを再び起こさないようにするということは非常に大事だと思いますが、別の立場もあっていいんじゃないかと思えます。

そういった場合に、日本では、例えば政策の転換の場合でもそうなんですが、第三者的ないろいろな機関がどうも少ないんじゃないか。アメリカでは、例えば第三者的な機関が非常にたくさんあります。そういうものは、日本は、どっかというところと各官庁の管轄下に置かれていて、どうもひもがいていてというような感じがいたしますが、独立的なコンサルタントのようなのがたくさんあると、そういったときに非常に役に立つんじゃないかと思えますが、現状ではなかなか難しいというように感じております。

以上でございます。

○村上公述人 現在のジェー・シー・オーの臨界事故につきましての事故調査委員会につきましては、技術的な調査に集中されているということで、私どもの方はもっと住民生活の方に今は関心が移っております。余り事故調査委員会につきましては私自身もそう重きを置いていないところがあります。その中で重きを置いているのは、やはり、いわゆる住民の健康調査等についてであります。

事故調査委員会の仕事は、今後のいわゆる原子力行政のあり方、あるいは規制のあり方、あるいは防災のあり方ということにずっと踏み込んでいただければ私も興味を持ちますが、今のところは、臨界がなぜ起こったのか、どのようなことかというのがどうも話の中心になっているようでございます。それは極めてもう明らかで、はっきりしているなという感じもしていますので、今後、やはり原子力全般につきまして、あるいはそういう組織体制全般につきましてということならば、そういう事故調査委員会もあってもいいんじゃないかと思えます。

○辻元委員 ありがとうございます。

そうしましたら、角田公述人にお伺いしたいんですが、かつての原子力関係の組織の中での御体験も踏まえられて、今、内部での議論がこうだったというような実例も挙げて公述いただいたわけなんですけれども、原研とかいろいろありますね。その内部での情報交換もなんですが、外に對する情報公開度、市民それから地元住民に對しての日ごろの情報公開度がとても低いという点を私はずっと指摘したわけなんですけれども、そういう原子力関係の組織の中で働いていらっしゃる御経験から、一般市民に對する情報公開についての問題点などお感じのところがあればお聞かせください。

○角田公述人 私は、原子力事業所の中でも研究所というのはや特殊かと思ひますし、そこでの体験しかないものですから、限られた見解になりますけれども、例えば市民との対話とか情報の公開ということをやられる際に、これは、会社に、いわゆる就業規定に縛られている従業員ですから、一人一人が上司を飛び越してそれができるかというような問題が出てきます。そして、上司の方を眺めていますと、その上司は全部監督官庁を眺めているわけです。監督官庁は、具体的には科学技術庁です。ですから、そこからわきに、原研の理事が住民に對して、こうこうこういう施設についてこうだということを科学技術庁の承諾なしに言えないという空気が強くて、それをわずかに破るのが、どうしようもないときに、所員が、一個人の研究としてこう思うというように、例えば日本原子力学会とか、それからいろいろな懇談会とか労働組合の場とか、そういうところでわずかに言えるわけです。

そういう意味では、今度の事故でも、原子力関係の労働組合では唯一発言したのは、私のおりました職場、日本原子力研究所の労働組合だったと思うんですけれども、事故の直後の十月三日に、科学技術庁長官と原子力安全委員長に申し入れをしています。

その申し入れの中で、何点かあるんですが、非常に急いで言っているのは、あの周辺に住んでいた人の体内被曝の調査を早くやらねえといけないということ。これはかなり専門的なあれなんです。つまり、中性子を浴びますと、浴びた物体自身が放射性を帯びる場合があります。人間の体の中では、ナトリウムというのが放射性のナトリウムに変わるんですが、これは十数時間で放射能が減ってきますから、早目にそれを見つけて、体内に持っているそのナトリウム24の放射能の強さをはかったら、この人はどれだけの中性子を浴びたということがわかる。ずさんな管理のために会社には中性子線量測定器がないんですから、それは急ぐ、一日おくれたらもう検出できなくなるというように申し入れを例えはしています。これを私は対話の一つだと思ひますけれども、少なくとも村上村長さんがその対話を成立させてくれたと私は思ひます。そういう点で、私、村上さんというふうなすばらしい村長をあの事故の東海村は持っていたというふうに、いろいろな点で本当に率直に感じます。

○辻元委員 ありがとうございます。

さて、もう一点村上公述人にお伺いしたいんですが、避難の際の体の不自由な方々に対する措置も、これは十分考慮しなければいけないと思ひます。今回の現状では、目や耳が不自由な方、おひとりでお動けない方々の現状はいかがだったか、ちょっとお願ひいたします。

○村上公述人 避難させる場合には私どもは十分やりました。避難は、我々役場の職員が、町内会単位で全部把握しまして、一軒一軒訪問して避難させました。それはバニックスを抑えるということもありましたので、それで、体の不自由な方が一人が避難を拒否するというかうちにいるというところで、これは年配のおじいさんでしたが、その方につきましては、最終的には老人保健施設の方で引き取ってもらったというふうなことでございます。その点、避難につきましては、三十九世帯です

から人数も限られていて、割と丁寧にはできたというところでよかったんですが、問題は広報ですね。情報を伝えるということにつきましては、目はいんですが、耳の不自由な方とかあるいは外国人だとかということにつきましては、まあ外国人に對しては英語で三回ぐらいやりましたが、決定的に不十分だと思ひます。

そういうことで、そういう身体障害者に對しての問題というのは、全般的にできていないとは私も思っております。反省材料として思っております。

ういう約束を破る体質になつていた。しかも、立ち会い検査を逃れる工作。その裏マニユアルをよく読むとわかりますが、すべてポータブルになっています。そのポータブルになつておる理由は何かという、固定施設をつくれれば、これは何に使うんだということから質問がされればだんだんばれていく、したがって、全部ポータブルで裏マニユアル化されている。

○辻元委員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

○森公述人 ジェー・シー・オーの責任については全く今能澤先生がおっしゃったとおりで、私もそのとおりだと思ひます。

○能澤公述人 私は、今回の事故はジェー・シー・オー側の犯罪であると思ひます。あれは立ち会い検査をしても指摘できません。まさか、機械があつてもそれを使わないで、バケツで全部処理しているとはだれも思ひません。例えばの話、検査に行つて、使っていない、だけれども、きょうは担当者

しかし、さつきから申しているように、あの小屋は一八・八%濃縮というウランを扱っている。これは、安全はもちろんですけれども、いわゆるPP上もそれから核不拡散も注目しなければいけない施設なんです。それを、これは私も全く責任がないとは言えぬかもしれませんが、注目していなかったという点から、科学技術庁の責任は小さくないと思ひます。安全委員会だけじゃなくて、ほかの委員会もそうだと思います。やはりあの施設は本当にそういう施設でございます。日本唯一なんです。あの小屋しかないんですから、低濃縮以外のものは、以上でございます。

○角田公述人 科学技術庁の前に、私も能澤公述人と同感です。ジェー・シー・オーのあれは犯罪事故である。

しかも、それを恒常的に七年前からやっていた。例えば、五%以下の濃縮ウランの場合でも、沈殿槽には十キログラム以上は入れませんと約束しております。約束しておりますが、それを無視して二十キログラム入れて平気でやった。つまり、裏マニユアルすらも破つたということは、もう恒常的に

しかし、そういう意味では、ジェー・シー・オー及びジェー・シー・オーの親会社の労働組合は何をやつていたのか。労働組合にも大きな責任がある。特に、原発の、電力関係の労働組合は、会社と一緒に安全宣伝ばかりやるけれども、安全上の問題提起をほとんどしていないとい

う点で責任がある。

それからもう一つ、科学技術庁の責任につきましても、先ほど理由は述べたつもりですので責任があると思いますが、それだけじゃなくて、原子力安全委員会及び原子力委員会にも責任がある、今度の事故で反省してもらいたい点があるということをお願いします。

○辻元委員 どうもありがとうございます。

○北側委員長 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

これにて公聴会は散会いたします。

午後零時七分散会